



ヒブワクチン接種説明書

予防接種法の改正に伴い、平成25年4月1日よりヒブワクチンの予防接種は定期的予防接種となりました。

今治市では、本市に住民票または外国人登録がある2ヵ月以上5歳未満の乳幼児を対象に、ヒブワクチンの接種を全額公費で実施しています。

ヒブに感染するとどうなるの？



ヒブは、正式にはヘモフィルスインフルエンザ菌b型という細菌で、細菌による子どもの感染症の主な原因菌の一つです。名前は似ていますが、主に冬に流行するインフルエンザのウイルスとは全く別のものです。

せきやくしゃみなどにより感染し、そのほとんどは症状を起こすことはありませんが、一部の人で菌が血液中に入り込み、髄膜炎や肺炎などの全身感染症や、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などを起こします。ヒブによる髄膜炎は5歳未満人口10万対 7.1~8.3 とされ、年間約400人が発症し、約11%が予後不良と推定されています。

生後4ヵ月から1歳までの乳児が過半数を占めています。

ヒブワクチンについて

日本では厚生労働省により平成19年1月26日に承認され、平成20年12月から接種ができるようになったワクチンです。

このワクチンを4回接種した人のほぼ100%に抗体(免疫)ができ、ヒブ感染症に対する高い予防効果が認められています。

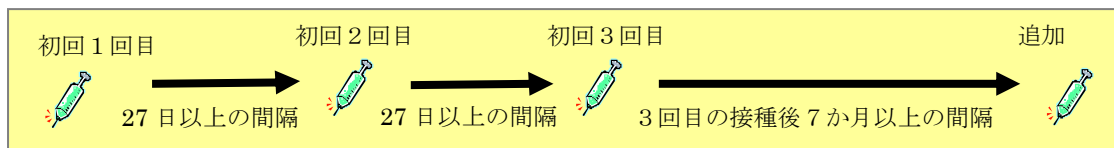
ワクチン製造初期段階に、ウシの由来成分が使用されていますが、精製工程を経て製品化されており、このワクチン接種が原因でTSE(伝達性海綿状脳症)にかかったという報告はありません。

<接種回数・間隔について>

標準的な接種スケジュール

☆ 生後2ヵ月から生後7ヵ月に至るまでの間に開始 【4回】

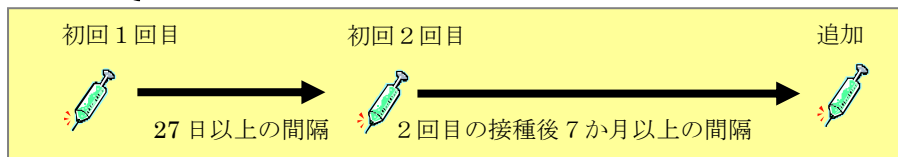
初回接種:生後12ヵ月に至るまでの間に27日以上の間隔で3回
(医師が必要と認めるときは20日)
追加接種:初回3回目の接種後、7ヵ月以上の間隔をおいて1回



標準的な接種スケジュールを逃した場合

☆ 生後7ヵ月から生後12ヵ月に至るまでの間に開始 【3回】

初回接種:生後12ヵ月に至るまでの間に27日以上の間隔で2回
(医師が必要と認めるときは20日)
追加接種:初回2回目の接種後、7ヵ月以上の間隔をおいて1回



☆ 1歳から5歳に至るまでの間に開始 【1回】





<副反応について>

接種部位の局所反応：赤み、しこり、腫れ、痛みなど

全身反応：発熱、不機嫌、異常号泣、食欲不振、嘔吐、下痢、不眠、傾眠など
通常は、一時的なもので、数日で消失します。また、重い副反応として、海外で非常にまれにショック、アナフィラキシー様反応*1(じんましん・呼吸困難など)、けいれん(熱性けいれん含む)、血小板減少性紫斑病等が報告されています。

※ 1「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る・顔が急に腫れる・全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ・嘔吐(おうと)・声が出にくい・息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。

接種にあたって

定期予防接種等のスケジュールを踏まえ、かかりつけの医師とよくご相談ください。医師が必要と認めた場合には、他のワクチン製剤と同時に接種することができます。

ワクチン接種を受けることができないお子さん

- ①明らかに発熱(通常 37.5℃以上)をしているお子さん
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- ③ヒブワクチンに含まれる成分または破傷風トキソイドによってアナフィラキシーを起こしたことのあるお子さん
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合



ワクチン接種を受ける際に注意が必要なお子さん

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患のあるお子さん
- ②予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられたお子さん及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられたことのあるお子さん
- ③過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことのあるお子さん
- ④過去に免疫不全と診断されたお子さん及び近親者に先天性免疫不全症の方がいるお子さん
- ⑤ヒブワクチンに含まれる成分または破傷風トキソイドに対して、アレルギーを起こすおそれのあるお子さん

接種後の注意点

- ①予防接種を受けた後30分程度は、急な副反応が起こることがあります。体調の変化に注意し、症状が表れたときには、医師にご相談ください。
- ②接種後、1週間程度は副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこするのはやめましょう。
- ④当日は、激しい運動は避けましょう。

健康被害救済制度について

万が一当ワクチン接種によって健康被害が生じた場合には、障害の程度によって予防接種健康被害救済制度による補償が受けられます。

<お問い合わせ> 今治市健康推進課 TEL：0898-36-1533

